

大阪府監査委員告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年8月29日

大阪府監査委員 磯部 洋
同 赤木 明夫
同 清水 涼子
同 和田 秋夫
同 藤原 敏司

指示事項に対する措置

（獣医臨床センター診療債権管理について）

監査対象機関名	公立大学法人大阪府立大学	
監査実施年月日	平成24年11月19日から同月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>獣医臨床センター診療料金の管理状況を確認したところ、以下のように改善すべき事項があった。</p> <p>1 診療債権について、診療行為を行ったにもかかわらず未請求の状態になっているものがあった。</p> <p>2 診療報酬について、会計上、診療行為があった日に収益を計上していないものがあった。</p> <p>今後、組織的に債権を把握する仕組みを構築し、発生主義の原則に従い、収益計上するようにされたい。</p>	<p>（診療債権の未請求と診療報酬の計上について） 措置報告済み</p> <p>（システムの対応について） 診療料金に係る確定処理の未実施を防ぐため、これまで獣医師がシステム上で「診察済」と入力するまでは診療が終了したことにならず未請求の状態であったものを、診察段階の入力で自動的に未収金として計上されるようにシステムを改めた。 これにより、年度末を含め診察の当日に発生主義の原則による収益計上がなされるようになった。 また、これに連動して未収金リストが出力されるようにシステム変更し、これを獣医師以外の事務職員が確認（チェック）するなど、適切に債権を把握できる体制を構築した。</p>